

【新設】(分割払の事業適応繰延資産)

42 の 12 の 7-3 法人が措置法第 42 条の 12 の 7 第 2 項又は第 5 項に規定する事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第 2 項の特別償却限度額又は同条第 5 項の繰延資産税額控除限度額は当該費用を支出した日の属する事業年度において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間（おおむね 3 年以内）である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。

【解説】

- 1 本通達においては、事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合における特別償却限度額又は繰延資産税額控除限度額の計算に関する取扱いについて明らかにしている。
- 2 青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産（以下「事業適応繰延資産」という。）について特別償却又は税額控除の選択適用ができることとされている（措法 42 の 12 の 7 ②⑤）。
- 3 上述のとおり、事業適応繰延資産について特別償却又は税額控除の適用があるのは事業適応繰延資産となる費用を支出した日の属する事業年度（支出年度）であるが、法人が事業適応繰延資産となるべき費用を分割して支払うこととしている場合に、特別償却又は税額控除の適用関係がどのようになるかについて文理上明らかとまでは言えず、このことについて疑義が生ずる。
- 4 この点、法人税法上の繰延資産とは、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶもので一定のものをいい（法 2 二十四）、いまだ支出していない金額については、その未払額を未払金に計上するとともにその未払額を含めて繰延資産として計上して償却することはできないものと取り扱うこととしている。もっとも、ごく短期間内に分割払われるものについてまで未払金計上して償却することを認めないとすることもやや実情にそぐわない面もあることから、その分割期間が短期間（おおむね 3 年以内）である場合には、当初に総額を計上して償却することも可能とされている（基通 8-3-3 参照）。そして、本制度の事業適応繰延資産は法人税法上の繰延資産であり、法人税基本通達の取扱いと異なる取扱いとする理由もないことから、本通達において、事業適応繰延資産に係る特別償却限度額又は繰延資産税額控除限度額は実際に支出した金額を基礎として計算することを原則とした上で、その事業適応繰延資産となるべき費用に係る分割期間が短期間（おおむね 3 年以内）の場合で、法人が当該費用として支出する金額を未払分も含めて繰延資産に計上して償却しているときは、その処理を認めることを明ら

かにしている。

5 なお、事業適応繰延資産となるものは、情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じてソフトウェアを利用する際の初期費用で「資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用」に該当するもの（措通 42 の 12 の 7-1 参照）であり、初期費用である以上、それが長期にわたって分割されることはあまり想定されないが、例えば、ランニングコストの支払時期に合わせて分割されているような場合には、ランニングコストではないことについて十分な説明が必要である。

6 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 7-3）を定めている。